

遺言書を探す

【公正証書遺言書】

平成元年以降に作成された公正証書遺言の場合、日本公証人連合会がコンピュータで管理しているので

全国どこでもお近くの公証役場で簡単に調べる事ができます。

持参書類等に関しては、事前に公証役場へご確認下さい。

※平成元年より前に作成された「公正証書遺言」の場合、実際に作成された公証役場でなければ調べる事ができません。

その為、亡くなられた方の近所や勤務先付近など見当をつけて調べるしかありません。

【公正証書遺言書以外】

できれば、亡くなられた方から生前に保管場所をお聞きしていると良いのですが、そうじゃない場合には以下の場所を調べてみましょう。

- ・本棚 ・本の間 ・机の中 ・自宅の金庫 ・貸金庫 ・たんすの奥 ・書類入れ
- ・知人 ・お付き合いのある弁護士さんや税理士さん、または行政書士などの専門家
- ・その他、亡くなった方のお気に入りの場所

※発見した場合、**開けては駄目です!**

↓↓↓↓↓

【家庭裁判所で検認の手続きが必要です。】@民法第千四条

→尚、検認の際には、遺言者の出生から死亡までの戸籍（除籍）謄本なども必要です。

★戸籍（除籍）に関しては、下記をご参照下さい。

【開けてしまった場合は、過料に処されます】@民法第千五条

→但し、開けたから遺言書が無効になるというわけではありません。

しかし、開けない事と覚えておきましょう!

※過料（かりよう）…罰金や料料と異なり刑罰ではないため、前科とはなりません。

【遺言書に遺言執行者が指定されている場合】

遺言執行者へ連絡をとること。

★遺言執行者に関しては、下記をご参照下さい。

関連情報の補足

★戸籍（除籍）とは

戸籍の種類は、大きく分けて「戸籍」「除籍」「改製原戸籍」の3つです。

「戸籍」

- ・戸籍には、本籍地、氏名、生年月日、続柄、出生、婚姻・離婚、死亡等が記載されています。
- ・現在の戸籍の事は、「現戸籍」（げんこせき）と呼ばれています。
→戸籍と言った場合には、現在の戸籍を意味される事が多いので注意が必要です。
- ・戸籍は転籍などが行われた場合、記載されている事項が全て引き継がれるわけではありません。
その為、相続の際に出生から死亡までの戸籍（除籍）謄本などが必要となります。

「除籍」

- ・記載された人が死亡や婚姻などで抜けていき、誰もいなくなってしまった戸籍を「除籍」といいます。
- ・転籍（本籍を移す）の場合にも、従前の戸籍が「除籍」となります。

「改製原戸籍」

- ・法令により戸籍の様式が変更された場合に戸籍の改製が行われます。
- ・戸籍の改製では、現在記載されている全ての内容を新しい様式の戸籍に持っていくとは限りません。
その為、戸籍の改製を行う際に存在する現戸籍を「改製原戸籍」という名前で保存したものです。
- ・読み方は、（かいせいげんこせき）が正しいのですが、「現戸籍」（げんこせき）と似ている為
（かいせいはらこせき）または（はらこせき）若しくは（はらこ）と呼ばれる事が多いです。

★遺言執行者とは

遺言内容を実現する人の事で、遺言執行者がいないと出来ない手続き（認知や廃除など）もあります。
また、遺言執行者を指定する事で、相続手続きが円滑に進むことも期待できます。

＜遺言執行者の指定方法＞

遺言者から指定する場合

遺言で、下記のように指定します。
「遺言執行者は●●さん」または「▲▲さんが遺言執行者を指定する」

@民法第千六条

相続人等から指定する場合

遺言執行者がいない（亡くなった等）場合に
家庭裁判所へ請求します。

@民法第千十条

＜遺言執行者の権利や義務＞

遺言執行者は、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。

@民法第千十二条

＜遺言執行者になれない人＞

未成年者及び破産者（市区町村発行の身分証明書に破産の記録が記載）。

@民法第千九条